

橘公園ほか宮崎市内公園等への公民連携事業に向けた
サウンディング調査 実施要領

宮崎市公園緑地課

令和5年9月



目次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- 2 調査スケジュール・・・・・・・・・・P3
- 3 参加資格・・・・・・・・・・P5
- 4 留意事項・・・・・・・・・・P6
- 5 お問い合わせ先・・・・・・・・・・P6

1 はじめに

本市では、令和5年4月に公園緑地課が管理する518公園を対象としたサウンディング調査を実施しました。個別対話の実施により、都市公園を活用した公民連携の可能性があることがわかりました。トライアル（実証実験）が可能な提案については、7月よりトライアル開始に至っています。

今回は締切を設けない随時受付のサウンディング調査とし、公園へのご提案をいただき、今後の事業推進の参考とすることを目的としています。

公園に活力やにぎわいが創出できるような、幅広いアイデアをお待ちしております。

(1) 特に提案を期待するもの

■ 市中心部

- ① 橋公園
- ② 大淀川市民緑地
- ③ 二葉街区公園
- ④ 宮崎中央公園

■ 阿波岐原森林公園

- ⑤ 市民の森
- ⑥ 国際海浜エントランスプラザ（北・南）

■ 今後整備する公園

- ⑦ 今村近隣公園

■ 公園の活用（設置したい公園を提案）

- ⑧ 自動販売機の設置

アイデアの例や公園の概要については参考資料をご覧ください。

①～⑦以外の公園についてもご提案可能ですので、お気軽にご応募ください。

(2) 提案内容

下記の事項のうち、提案可能な事項について提案してください。該当がない項目については記載の必要はありません。対象公園を絞らず、事業のイメージの提案でも可能です。また、図面やイメージ図等補足する資料を添付いただいてもかまいません。

なお、提案は、既存の公園利用者や周辺住民に理解が得られ、提案者のみならず宮崎市にとって事業のプラス効果が期待できるものとしします。

- ① 提案する公園
- ② 公園施設
- ③ 事業手法
- ④ 事業期間
- ⑤ 事業スケジュール
- ⑥ 事業効果
- ⑦ 実施にあたっての課題や市への要望

※本事業は、公民連携の可能性を探る意向調査で、一時的に催すイベント等の提案を募集するものではありません。

2 調査スケジュール

① エントリー

② 個別対話

③ トライアル

何度でも対話可能

実際に公園を使える

(希望制)

(1) エントリー

市ホームページの「みやPORT」、本調査の「入力フォーム」よりエントリーしてください。

URL

<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/cooperation/contact/317028.html>



(2) 個別対話

提出書類に基づき個別対話を実施します（1団体あたり約60分を想定しています）。事業者のノウハウの保護を図る観点から、参加者と市職員のみでの個別対話となります。

日時及び場所については、エントリーシート受付後、通知いたします。

① 場所

宮崎市役所 又は オンライン

詳細な場所は、参加者へ個別に通知いたします。

② 持参するもの

提案内容を説明できる書類（宮崎市分：5部）、画像、動画等（パソコンの持ち込み可）

説明資料が電子媒体の場合、CD-ROM等での提出もお願いします。

③ 貸出物品（オンラインの場合を除く）

大型モニター、HDMIケーブル

④ 対話内容

提案内容の項目について、ご意見・ご提案をお聞かせください。

複数の公園・施設についてご提案いただいてもかまいません。

(3) トライアル

公園の暫定利用を希望する場合、個別対話にて対象公園や期間等を協議のうえ、実証実験（トライアル）することで実際の集客性や採算性を確認することができます。お気軽にご相談ください。

【過去のトライアル事例】

- 天ヶ城公園でのキッズバイクコース
https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/private_consignment/353395.html
- 宮崎中央公園での日陰テント、キッチンカー
https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/private_consignment/354062.html

(4) エントリー前に「サウンディング」について知りたい場合

「そもそもサウンディングって何?」、「どんな方法で公園を活用できるの?」等、少しでも疑問がありましたら、お気軽にお問合せください。

.....
: 担 当：宮崎市 都市整備部 公園緑地課 計画係
: 電 話：0985-21-1814
: メール：30kouen@city.miyazaki.miyazaki.jp
.....

3 参加資格

都市公園の整備や管理・運営に関心又はアイデアがあり、当該事業を実施することができる民間事業者、NPO 法人、又はそれらで構成されるグループとし、次に掲げる要件をすべて満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項※に該当する者でないこと。
- (2) 参加申込書提出時点で、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成8年2月7日告示第19号）及び宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年11月28日告示第198号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 宮崎市税及び国税等について滞納がないこと。
- (5) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

4 留意事項

(1) 対話内容及び参加

- 対話内容は、今後の事業化検討に活用いたしますが、公募実施を約束するものではありません。また、提案以外の公園や市有地の活用策の参考とする場合があります。
- 事業化する場合は、別途、公募により事業者を選定します。その際、本調査の参加事業者に対し、加点を行います。
- 市へ提出された書類は返却いたしません。

(2) 費用負担

- 提出書類作成及び対話参加に係る費用については、すべて参加事業者の負担とします。

(3) 追加調査への協力

- 本サウンディング後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を行う場合がありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

(4) 実施結果の公表

- 事前に参加者に内容確認のうえ、対話の結果を宮崎市ホームページで公表します。ただし、参加事業者の名称や企業のノウハウに係る内容は公表しません。

(5) 使用料等

- 実際に事業を実施する際には、内容に応じて、宮崎市都市公園条例に基づく使用料や占用料を市へ納付することが必要となります。条例に記載していない公園の使用料設定については、今後検討することとします。

5 お問い合わせ先

担 当：宮崎市 都市整備部 公園緑地課 計画係

所在地：〒880-8505

宮崎県宮崎市橘通西1-1-1 宮崎市役所 第2庁舎7階

電 話：0985-21-1814 F A X：0985-21-1816

メー ル：30kouen@city.miyazaki.miyazaki.jp